

鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、居室を有する建築物（一戸建て住宅、

長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積（建替えを行ったものにあつては、建替え後の床面積）が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものをいう。

2 この要綱において「避難所」とは、公共施設を除く集会所等のうち、平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内において自らが居住するための住宅及び避難所の新築、増築又は改築を行う者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けるべき住宅及び避難所の新築、増築又は改築を行うものに限る。以下「住宅等の新築等を行う者」という。）に対して必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、特別警戒区域内に居住する者の定住を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、住宅等（特別警戒区域内における住宅で、事業者以外のものが居住する長屋及び共同住宅に係るものを除く。）の新築等を行う者で、特別警戒区域指定以前から居住（居住していない事業者が行うものにあつては、特別警戒区域指定以前から所有し、又は借地する敷地において止むを得ず行うものに限る。）するものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅及び避難所の新築、増築又は改築のため平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いて強化した壁の延長に次の基準単価を乗じて算出した額とする。

(1) 外壁を強化した場合 59,000円/m

(2) 外壁の外側に防護壁を設置した場合 95,000円/m

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1戸当たり2,000千円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条の規定により、本補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第4条第1号の事業計画書(様式第1号)
- (2) 規則第4条第1号の収支予算書(様式第2号)
- (3) 住宅の実施設計書

(補助事業が2年度にわたる場合の年度終了実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が2年度にわたる場合は、初年度において実施した補助事業の実績を様式第3号により翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業完了後1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第12条第1号の事業報告書(様式第1号)
- (2) 規則第12条第2号の収支決算書(様式第2号)
- (3) 補助事業の成果を証する写真(原則として施行前・施行後のものとする。こと。)
- (4) 完了検査済証の写し(建築確認を要する場合のみに限る。)

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。